

## 第8章 継続的・段階的なバリアフリー化の推進

「誰にでもやさしいまち　ふくしま」の実現に向けて、市民との共創のまちづくりの観点に立ち、世代や性別などを問わず市民一人ひとり、団体、企業、大学、地域、行政などの多様な主体がお互いの立場を理解し合い、気さくで自由な関係のもと「バリアフリー化の課題」などを把握・共有し、それぞれの特徴を生かしながら積極的に課題解決に向けて取り組みます。

### 8－1. 評価・見直し

マスターplanが計画策定だけで終わることのないように、市民の意識や社会経済情勢の変化、上位・関連計画の見直し状況などを踏まえ、概ね5年を目途にマスターplanの見直し検討を行います。

また、5年間の計画期間中であっても、本市におけるバリアフリー化が持続可能な取り組みとなるために必要と認められる場合は、マスターplanを変更します。

引き続き、マスターplanの作成を契機とした施設設置者および施設管理者などとの事業連携を図るため、基本構想の策定に向けて取り組みます。

### 8－2. 推進体制の継続

マスターplanの実現に向けて、福島市地域公共交通活性化協議会を主体とし、バリアフリー推進パートナー、市民、各種団体、事業者、国、県などと連携し、バリアフリー化に向けたさまざま取り組みを推進します。

#### (1) 市民や各種団体、事業者などとの連携

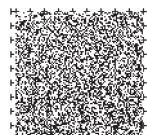
マスターplanは、バリアフリーに関する多岐にわたるさまざまな課題を整理し、本市全域のバリアフリー化の方針を示したものです。

マスターplanの施策を推進するため、行政のみならず、市民、各種団体、事業者などとの連携や協力体制を構築することが必要です。

#### (2) 国や県などとの連携

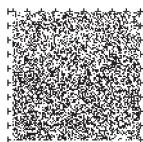
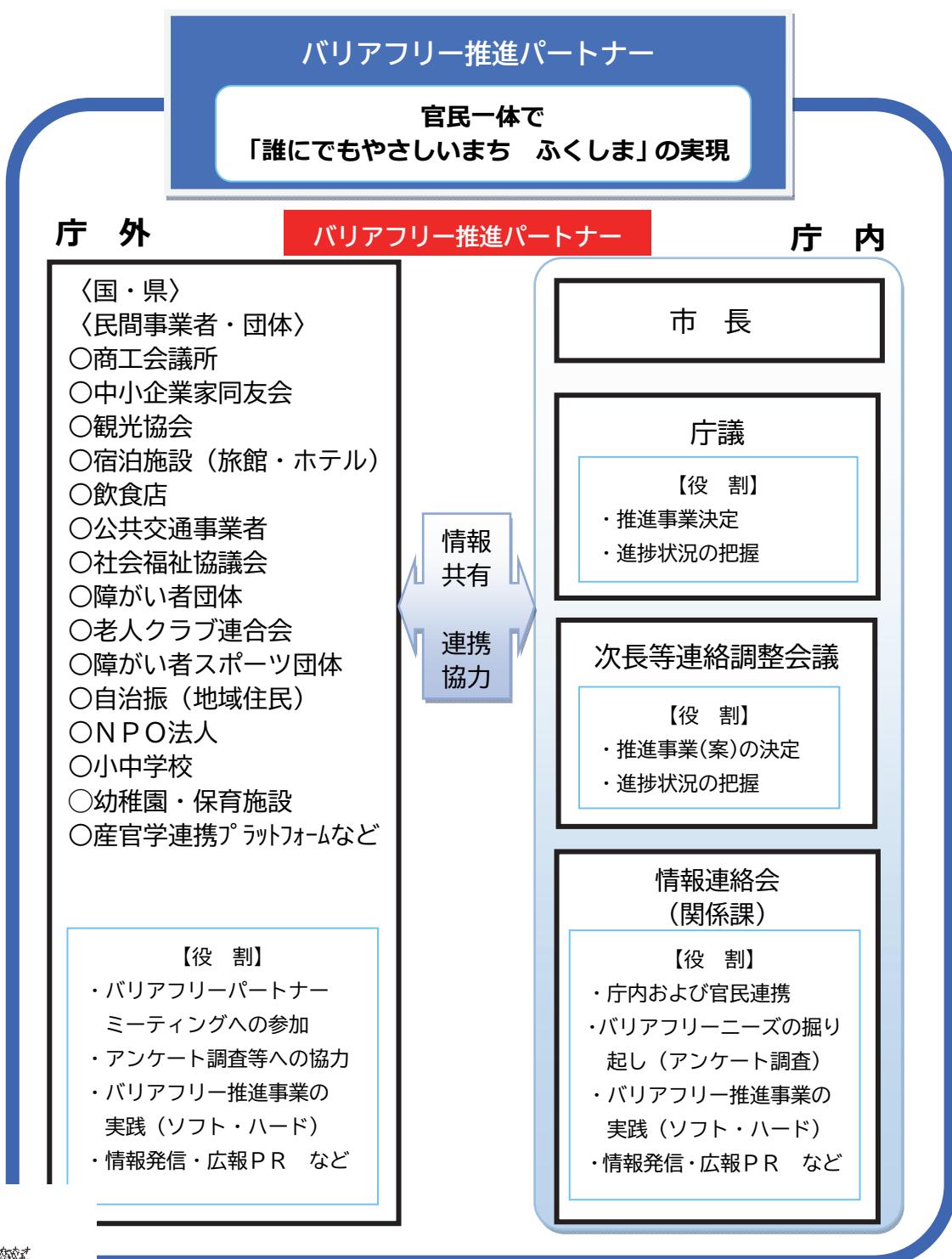
バリアフリー法や障害者差別解消法など、マスターplanに関連する法の改正や、上位・関連計画との整合を図るため国や県との連携を推進し、それぞれの役割分担のもと効果的かつ効率的な取り組みを実践します。

担当課：交通政策課



### (3) 官民による連携

マスターplanの実施にあたっては、担当部局が個別に対応するのではなく、都市、福祉、政策、建設、市民、観光など、関連部局との連携を強化しながら、各取り組みを組織横断的に展開します。



担当課：地域福祉課・交通政策課

## 8-3. 計画の実現に向けて

マスタープランは、これまでに策定されたまちづくりや福祉に関する計画などとの整合を図り、ソフト・ハード両面のバリアフリー化を目指しています。

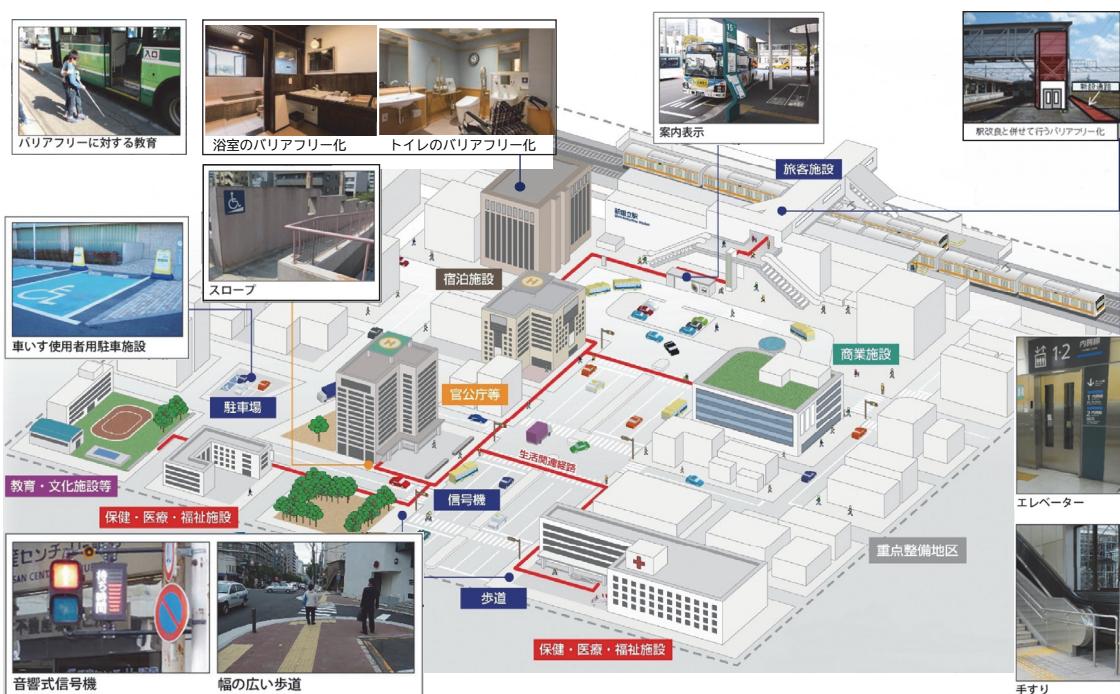
ソフト面では、先導的共生社会ホストタウンとして、高齢者や障がい者、外国人など全ての人々が、お互いの特性を理解し支えあう社会の実現を目指し、心のバリアフリーに取り組みます。

また、ハード面では、高齢者や障がい者、外国人など全ての人々がよく利用する旅客施設や宿泊施設、商業施設、運動施設など、生活関連施設のバリアフリー化とユニバーサルツーリズム（バリアフリー観光）の連携を図るため、連続した施設整備および情報発信などに取り組みます。

引き続き、施設を利用する際の利便性や安全性の向上を図るため、バリアフリー基本構想の策定に取り組み、既存の施設などのバリアフリー化とあわせて、高齢者や障がい者、外国人など全ての人々がよく利用する生活関連施設を結ぶ経路などの面的・一体的なバリアフリー化に取り組み、誰にでもやさしいまちづくりを推進します。

【バリアフリー基本構想（イメージ）】

資料：国土交通省



担当課：交通政策課

